

## 「鹿沼市電気自動車充電器設置事業」公募型プロポーザル実施要領

鹿沼市電気自動車充電器設置事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

### 1 事業概要

#### (1) 事業の目的

電気自動車（以下「EV」という。）充電器を本市が所有する施設に設置することにより、脱炭素社会の実現及びEVの普及に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業の名称

鹿沼市電気自動車充電器設置事業

#### (3) 事業の内容

EV 充電器を無償設置とする別添の「鹿沼市電気自動車充電器設置事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書は事業に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

業務内容は本プロポーザルにより選出された優先交渉者のプロポーザル回答書（以下「回答書」という。）をもとに、本市と優先交渉者の協定締結に向けた詳細協議及び調整を行った上で確定する。

#### (4) 事業の期間

事業期間は、EV 充電器の利用を開始した日から優先交渉者との協議において決定するものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、当該契約期間を延長することを妨げないものとする。

#### (5) 行政財産使用料

EV 充電器を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、鹿沼市行政財産使用料条例（昭和 61 年 3 月 22 日条例第 6 号）第 7 条の規定に基づき、免除するものとする。

### 2 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

### 3 参加資格条件

鹿沼市電気自動車充電器設置事業公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）への参加は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申込書提出時点において、次の全ての事項を満たすものとする。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続き開始申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 鹿沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第3条）第2条第1号又は同条第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 法人格を有し、本事業を円滑に遂行できること。

#### 4 プロポーザルの手続

- (1) 事務局（申請書等の提出先）

〒322-0045

栃木県鹿沼市上殿町695-7（鹿沼市環境クリーンセンター2階）

鹿沼市役所環境部環境課環境政策係

電話0289-64-3194

[電子メール kankyo@city.kanuma.lg.jp](mailto:kankyo@city.kanuma.lg.jp)

- (2) 募集方法

実施要領等について、印刷物での配付は行いませんので、市公式ホームページからダウンロードすること。

- (3) 質問書の受付及び回答

参加申込者はプロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式第2号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和5年12月7日（木） 午後5時必着

イ 提出場所 事務局

ウ 提出方法 電子メール

エ 回答方法 市公式ホームページにおいて公開する。

オ 回答期日 令和5年12月8日（金） 予定

- (4) 参加申込に必要な書類

ア 事業者概要（沿革、代表者の履歴等）（任意様式）

イ 納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）

※法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

ウ 鹿沼市電気自動車充電器の設置に係るプロポーザル回答書（様式第1号）

※回答書に付随する資料がある場合は、資料番号を付した上で提出すること。

## 5 プロポーザル実施に係るスケジュール（予定）

公告日	令和5年11月29日（水）
企画提案に係る質問受付期限	令和5年12月7日（木） 午後5時まで
企画提案に係る質問回答期限	令和5年12月8日（金）
プロポーザル回答書及び納税証明書の提出期限	令和5年12月18日（月） 午後5時まで
審査実施日	令和5年12月21日（木）
審査結果の通知日	令和6年1月上旬頃
協定締結日	令和6年1月中旬頃

## 6 審査方法

市は、参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、回答書の内容について、審査基準に基づき審査を行う。

### (1) 審査日

令和5年12月21日（木）

### (2) 審査を行う者

鹿沼市電気自動車充電器に係るプロポーザル評価班により行う。

### (3) 実施方法等

審査の方法、評価の基準等については、別表の審査基準のとおりである。

## 7 審査結果の通知

通知日 令和6年1月上旬頃

通知方法 審査結果については、電子メールにより通知する。

## 8 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退することとなった場合は、速やかに辞退届（様式第3号）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により所管課（環境課）へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に事務局まで連絡すること。

## 9 協定の締結

上記6の審査により選定された事業者は、本事業の実施に関し、協定書により速やかに本市と協定を締結することとする。ただし、審査結果により協定を締結しない場合もある。

事業協定については概ね3年程度、EV充電器設置の際には、個別に協定を結ぶものとし、本市と優先交渉者との協議において決定するものとする。

また、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- (1) 参加資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき
- (6) 事業推進に必要な手続きを行わないとき
- (7) 本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき
- (8) そのほか、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

#### 10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、鹿沼市情報公開条例（平成9年4月1日条例第15号）に基づき開示される場合がある。

#### 11 様式集

- (1) プロポーザル回答書（様式第1号）
- (2) 質問書（様式第2号）
- (3) 辞退届（様式第3号）

(別表) 審査基準

1. 審査方法

- (1) 鹿沼市電気自動車充電器の設置に係るプロポーザル回答書において、下記の基準に基づき3段階の評価を行う。なお、評価得点の満点は120点とする。
- (2) 評価得点の合計が最も高い上位1社を優先交渉者として選定する。

2. 審査項目の評価の視点・配点

	審査基準	配点
事業実績	・本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。	5点
事業スケジュール	・具体的な計画により事業の遂行が実施されるか。	5点
維持管理及び緊急時等の対応	・保守の内容は具体的になっているか。 ・維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。 ・休日夜間、及び緊急時等において市に過度な負担を与えないものとなっているか。 ・契約満了時のEV充電器の取扱いについて市に負担を与えないものになっているか。 ・途中解約における取り決め(違約金等)が明確になっているか。 ・既に設置したEV充電器のバージョンアップ等に対応可能となっているか。	40点
利用料金及び利用の方法、電気料金の還元	・利用者の利用料金は明快で廉価なものか。 ・市民が利用しやすい仕様となっているか。 ・電気料金の還元の金額及び方法は明快か。	40点
付加提案事項	・スマホ充電やFree Wifiなどの付加価値があるか。 ・公用車が利用した際に対応が可能になっているか。 ・市内事業者の活用はあるか。 ・EV充電器を設置した際の周知方法は優れたものかどうか。 ・災害発生時等のレジリエンスに資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 ・その他優れた提案はあるか。	30点
合 計		120点

※ 総合評価点が最も高い者が2以上あるときは、評価班の協議により最優秀提案者を決定する。